

令和8年度奈良県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和8年5月7日

奈良県総務部知事公室長 中野 順平

第1 業務概要

(1) 委託業務名

令和8年度奈良県企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 委託金額

2,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）の範囲内

※契約者が複数の場合は、すべての契約者に対する支払総額の上限とする。

(4) 委託業務の内容

第4（2）により交付する仕様書のとおり

第2 応募資格

次に掲げる（1）から（10）のいずれにも該当する者が、この公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員に

- よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 第2に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

第4 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領等の交付場所、参加申込書等の提出場所及び問い合わせ先
奈良県 総務部知事公室 政策推進課 政策推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎主棟5階
TEL：0742-27-8472 FAX：0742-22-8012
E-mail：furusato-kifu@office.pref.nara.lg.jp
- (2) 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付方法
令和8年5月7日（木曜日）から令和8年6月2日（火曜日）正午までの間に、第4（1）担当部署又は第4（1）の担当部署のホームページから入手するものとします。
（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とします。）
- (3) 参加申込書の提出期限
令和8年5月22日（金曜日）午後5時まで（必着）
- (4) 提案書の提出期限
令和8年6月2日（火曜日）正午まで（必着）

第5 質問及び回答

- (1) 受付期間
令和8年5月14日（木曜日）午後4時まで
- (2) 質問方法
質問書に質問事項を記載し、電子メールにて提出してください（審査の内容に関係しない

軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。)。なお、必ず電話にて送信した旨の連絡をしてください。

(3) 提出先

第4(1)に同じ

(4) 回答方法

質問内容に対する回答は、令和8年5月18日(月曜日)に、奈良県総務部知事公室政策推進課ホームページに掲載します。

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

第6 プロポーザルに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

第7 契約の不締結

優秀提案者特定後、契約締結までの間に、優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せずまたは警察に届けなかったとき。

第8 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約が解除された場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

せん。

- (1) 契約者について第7(1)から(5)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。
- (2) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第7(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (3) 本契約に係る下請契約等に当たって、第7(1)から(5)までのいずれかに該当する者その相手方としていた場合((2)に該当する場合を除く。)において、県が契約者に対して下請契約等の解除を求め、それに従わなかったとき。
- (4) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (5) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (6) 契約者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (7) 契約者に本業務への参加資格がないことが判明したとき。
- (8) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

第9 電子契約の可否

- (1) 可とします。
- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を第4(3)で示す参加申込書とあわせて電子メールにより提出してください。
E-mail : furusato-kifu@office.pref.nara.lg.jp

第10 その他

- (1) 本業務の提案への参加にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。
- (3) 詳細は、公募型プロポーザル実施要領によります。